

東みよし町ホームページ広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、東みよし町ホームページのバナー広告およびテキスト広告「以下(広告)という。」の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(掲載の範囲)

第2条 広告は、その広告を掲載する団体等のホームページにリンクするものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 占い又は運勢判断に関するもの
- (7) 社会問題についての主義主張
- (8) 個人又は法人の名刺広告
- (9) 良好な景観又は風致を害するもの
- (10) 当該広告事業の内容を、町が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (11) 公衆に不快な印象または危害を与えるもの
- (12) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (13) 町の事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (14) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (15) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (16) その他、広告として不相当であると町長が認めるもの

(広告の掲載位置)

第3条 バナー広告並びにテキスト広告の掲載位置は、トップページ下部とする。

2 町内に本社又は営業所を有する広告主「以下、(町内事業者)という。」のバナー広告並びにテキスト広告は、別枠とすることができる。

(広告の規格及び表現)

第4条 バナー広告の規格は140×40ピクセルとし、JPEG・GIF(アニメーション可)・PNG(アルファチャンネルは不可)形式による15KB以内のものとする。

テキスト広告は全角30字以内とする。

2 代替テキスト(alt属性)は全角30字以内とする。特に申し出のない場合は、申込の組織団体名とする。

3 次にあげる表現は広告として使用する事ができない。

- (1) 「×」「閉じる」「キャンセル」やラジオボタンなどの誤操作を招くボタン類
- (2) 警告を意味するような誤解をあたえるアラートマーク
- (3) プルダウンメニューなど、選択項目があるかのような表示
- (4) 過度な点滅や強いコントラストを用いたGIFアニメーション

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は最低1カ月以上とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

附則 この要領は、平成19年2月1日から施行する。
この要領は、平成20年5月1日から施行する。(一部改正)
この要領は、平成21年4月1日から施行する。(一部改正)
この要領は、平成22年3月1日から施行する。(一部改正)
この要領は、平成22年7月1日から施行する。(一部改正)
この要領は、平成28年9月1日から施行する。(一部改正)
この要領は、令和3年4月1日から施行する。(一部改正)
なお、令和3年2月8日より前に受け付けた広告の申請については、
なお従前の例により取り扱うものとする。
この要領は、令和4年4月1日から施行する。(一部改正)